

# 百済の都出土の「連公」木簡

韓国・扶餘双北里遺跡一九九八年出土付札

平川南

“Muraji-no-Kimi” Wooden Tablet Excavated from Paekche’s Capital : 1998 Korea, Buyeo Hyeonmae-ri Site Excavation Baggage Tag  
HIRAKAWA Minami

はじめに

① 釈文

② 表記

③ 「那尔波連公」と人名のみを表記した付札の類例

まとめ

## 【論文要旨】

百済の都の東北部・扶餘双北里遺跡から出土した木簡は、「那尔波連公」と人名のみを記した物品付札である。本木簡の出土した一九九八年の調査地は、百済の外掠部とよばれる財政を司る役所の南に展開する官衙と考えられる一帯であり、白馬江の水上交通を利用した物資の集積地の一角であったとされている。

「那尔波」は「難波」を指し、当時難波は対外交流の玄関口であり、外交にたずさわる人々は、ウジ名または名に難波を好んで用いた。

一般的には、「連公」は文字通り「連+公」、「公」は尊称と解されている。しかし、奈良県石神遺跡木簡は「大臣加□」などの人名とともに、「石上大連公」と連記され、『先代旧事本紀』・『新撰姓氏録』では連にのみ公が付されていることから、「連公」のみが連に対する尊称という解釈を下すことはできない。おそらくは「連公」はのちの天武八姓（六八四年）の「連」の前段階のカバネ表記であったと考えざるべきであろう。木簡の年代も、七世紀半ば頃とされる石神遺跡木簡や法隆寺命過幡「山ア名嶋互古連公過命時幡」と同様の時期と考えられ、一九九八年の双北里遺跡の発掘調査の所見（七世紀半ば頃）と合致するものであろう。また八〜九世紀に作成された史書・説話集・文書および時期は異なるが系譜書などの場合は、例外なく「連公」表記は氏族・

系譜の「祖」に限定されている。これらは、各氏族に伝わる旧記のようなものをもとに作成されたと考えられる。

本木簡は、七世紀半ば頃の倭国と百済との密接な関係からいえば、百済の都泗泚に滞在した倭系官人が作成した木簡という可能性もありえよう。しかし、本木簡は大きくは次のような三つの特徴を有している。①古代日本に数多く類例のある名のみ記した小型の付札である。②「那尔波」の表記は『日本書紀』に記載された古代歌謡にはほぼ同じ「那尔婆」とある。③「連公」は、古代日本における七世紀半ば以前のカバネの特徴的表記である。

以上から、倭国で作製され、調度物などに付せられた荷札が物品とともに百済の都にもたらされ、札がはずされた可能性の方がより高いであろう。いずれにしても、倭人（日本人）名を記載した木簡がはじめて古代朝鮮の地で発見されたことの意味はきわめて大きい。

【キーワード】「連公」、韓国扶餘双北里遺跡、人名のみの付札、那尔波（難波）、カバネ表記